平成２２年（フ）第８６号
兵庫県たつの市龍野町片山65番地の７
破産者　有限会社シーエス工房
１　決定年月日　平成23年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１９号
広島県世羅郡世羅町大字本郷698番地の１
破産者　株式会社小川建材センター
１　決定年月日　平成23年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３０９２号
福岡市城南区南片江１丁目99番地
破産者　有限会社ハウス中古車センター
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４７号
札幌市西区二十四軒１条５丁目１番２号
破産者　株式会社アクシス
１　決定年月日　平成23年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９号
山梨県南巨摩郡南部町万沢1185番地
破産者　有限会社白鳥商会
１　決定年月日　平成23年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３３０号
大阪市天王寺区味原町６番25号
破産者　有限会社デルフィーノ
１　決定年月日　平成23年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２号
広島県福山市大門町５丁目２番７号
破産者　株式会社いづみ商会
１　決定年月日　平成23年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３６３号
最後の住所福島市北沢又字古屋敷西１番地の12
破産者　亡渡邊信男相続財産
１　決定年月日　平成23年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
富山市桃井町１丁目４番６号
破産者　大光製薬株式会社
１　決定年月日　平成23年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８６２号
岐阜県各務原市那加前野町４―62　松岡幸子方、開始決定時の住所岐阜県揖斐郡池田町六之井769番地
破産者　五十川ゆかり
１　決定年月日　平成23年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２４号
愛知県碧南市鶴見町２丁目120番地
破産者　朝日観光株式会社
１　決定年月日　平成23年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
島根県出雲市白枝町555番地
破産者　黒目　修平
１　決定年月日　平成23年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２７１４号
福岡市中央区渡辺通５丁目23番２号606号
破産者　合同会社ｃｏｔｔｏｎ　ｉｎｃ．
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２６号
福岡市南区弥永５丁目15番６―128号
破産者　株式会社大森商会
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６号
最後の住所石川県七尾市矢田町31号大登36番地５
破産者　亡杉山進相続財産
１　決定年月日　平成23年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所七尾支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５５号
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
破産者　吉田　正明
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１３号
秋田県大館市御成町１丁目13番24号
破産者　髙橋　孝行
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２８３６号
福岡市博多区空港前２丁目11番16―102号
破産者　井上　博文
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０９３号
福岡市城南区南片江２丁目31番３号
破産者　牧原　國彦
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部